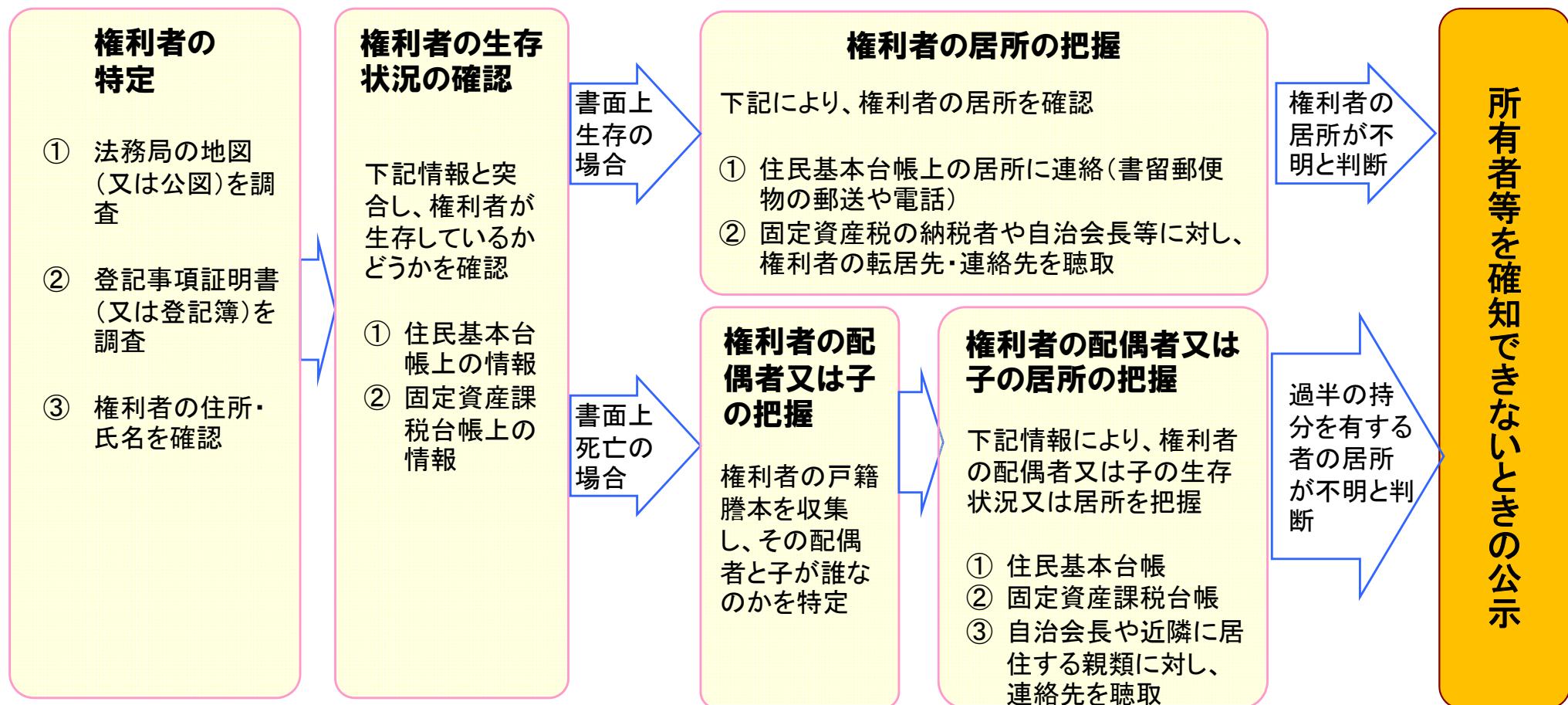


# 【公示制度の運用】

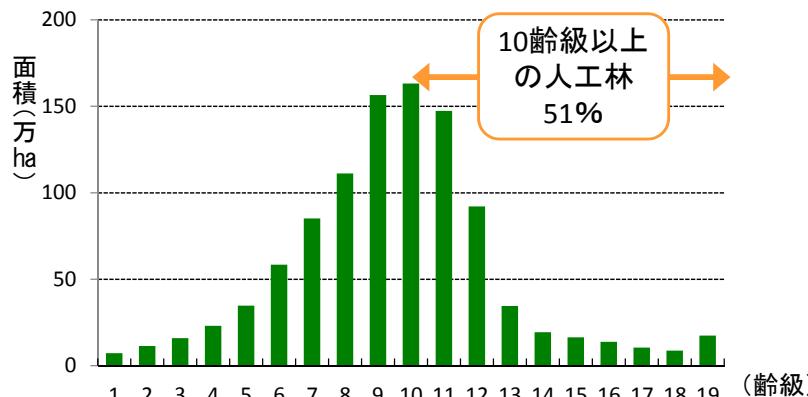
- 農地の権利者(所有者又は所有権以外の使用収益権者)について、以下の調査をしても過半の持分を有する者の所在が分からぬ場合、農業委員会は公示を行う。
  - ① 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が生存しているとみられる場合、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、その者の居所を確認。
  - ② 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が死亡している場合、その者の戸籍謄本を収集し、その配偶者又は子の居所について、住民基本台帳との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、確認。



# II 林地関係 森林における所有者不明土地問題について

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、充実した森林資源を循環利用(伐って、使って、植える)し、林業の成長産業化、地方創生につなげていくことが重要な課題。
- しかしながら、木材価格の低迷や山村の過疎化による森林所有者の経営意欲の低下、山林の地籍調査の遅れ(進捗率44%)、森林所有者の高齢化や相続による世代交代等により、所有者や境界の明確化に多大な労力を要している状況。

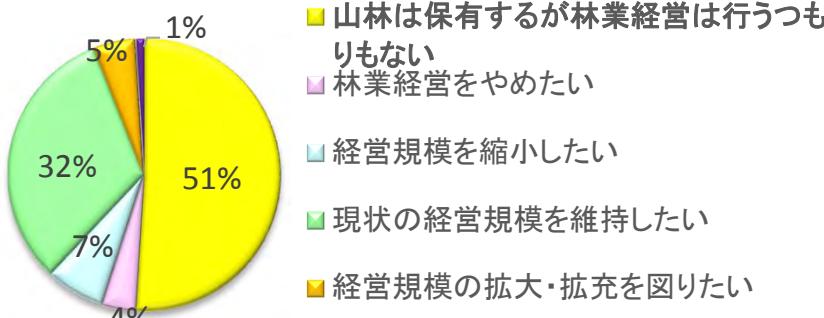
## ■主伐期を迎えた人工林



※森林の年齢を5年の幅で括つたもの。1~5年生を1齢級、6~10年生を2齢級と数える。

資料:林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)

## ■森林所有者の経営意欲



資料:農林水産省「林業経営に関する意向調査」(H23)

## ■地籍調査の実施状況

平成27年度末時点	対象面積(km <sup>2</sup> )	実績面積(km <sup>2</sup> )	進捗率(%)
DID(人工集中地域)	12,255	2,943	24
DID以外	宅地	17,793	9,559
	農用地	72,058	52,611
	林地	184,094	81,657
合計	286,200	146,770	51

資料:国土交通省 (H28年3月調べ)

## ■森林整備を進めるため所有者等を特定する作業に大きな労力がかかっている事例

N県G市の事例	T県N町の事例
51ヘクタール(206筆)の森林について、森林整備のため市が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認を行ったところ、特定作業には1年3ヶ月を要した。(最終的に特定できなかった5名分の土地は事業対象地より除外)	369ヘクタール(115筆)の森林について、施業の集約化を目的とする境界明確化事業実施のため、町が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認を行ったところ、特定作業には11ヶ月を要した。

資料:国土交通省調査

# II 林地関係 森林法に基づく森林所有者の把握・所有者情報の一元化

- 所有者不明森林への対応として、平成23年の森林法改正により、
  - ① 新たに森林の土地所有者となった者の市町村長への事後届出制度
  - ② 行政の内部及び他の行政機関が保有する森林所有者情報の利用や提供を可能にする規定を措置。
- さらに、平成28年の森林法改正において、市町村が、森林所有者や林地の境界に関する情報を一元的にまとめた「林地台帳」を整備し、その内容の一部を公表する仕組みを創設。
- また、森林組合等が行う森林所有者や境界の明確化活動に対して、森林整備地域活動支援交付金により支援。

## 【平成23年森林法改正】

森林の土地の所有者届出制度等

新たに森林所有者となった場合、市町村長へ事後届出

他の行政機関が保有する森林所有者情報の共有化

森林の土地の所有者の異動等を把握

### ＜所有者届出の流れ＞

新たに森林の土地の所有者となった者

↓  
市町村  
↓  
※90日以内に届出(国土利用計画法に基づく  
届出をしたときは不要)

都道府県  
↓  
※保安林等に係る届出は30日以内に通知

## 【平成28年森林法改正】

林地台帳制度

市町村が森林の所有者等の情報を整備

施業集約化の担い手に提供し、森林整備を促進

### ＜林地台帳整備の流れ＞

森林の土地に関する情報の把握

- ・土地所有者からの修正申出
- ・新たに土地所有者となった者からの届出
- ・地籍調査結果の反映
- ・森林境界明確化事業の成果の反映

林地台帳の作成

林地台帳の公表

林地台帳の修正(更新)

平成30年度末までに整備

所有者情報の把握・一元化

効率的な森林整備の促進

# II 林地関係 森林法に基づく所有者不明森林への対応

- 平成23年の森林法改正により、森林所有者を確知することができない場合でも、間伐の代行や林道等の設置が可能となるよう、都道府県知事の裁定により、間伐等の施業の代行や、他人の土地について使用権を設定する仕組みを措置。
- さらに、平成28年の森林法改正により、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続き等を経て、伐採・造林ができるようにする仕組みを導入。

## 【平成23年森林法改正】

### ◇ 要間伐森林制度

早急に間伐を行うことが必要な森林について間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても間伐の実施を促す仕組みを措置

### ◇ 林道等の設置に係る使用権設定

所有者が不明な場合でも、他人の土地について使用権を設定する手続きが進められることとし、円滑な作業路網の整備を可能とする仕組みを措置

## 【平成28年森林法改正】

### ◇ 共有者不確知森林制度(共有林持分移転裁定制度)

共有林の所有者の一部が不明で、共有者全員の合意が得られない場合に、都道府県知事の裁定手続き等を経たうえで、立木の持分の移転及び土地の使用権の設定を行い、伐採・造林ができる仕組みを措置(平成29年4月1日施行)

